



あらかわ一義
市政だより

そくさいかいね



発行者 「礎」荒川一義
事務所 0767-57-8067
FAX 0767-57-5866
携帯TEL 090-1631-3563

=平成29年・第3回市議会臨時会=

平成29年8月発行 No.53

URL:<http://kazuyoshi-arakawa.com>
E-mail:arakawa.kazuyoshi@docomo.ne.jp



平成29年度 第3回臨時会

平成29年8月22日、平成29年度第3回臨時会が開催されました。
〈議案第62～64号〉 平成28年度一般会計及び特別会計の決算議会認定。
〈議案第65、66号〉 平成28年度水道事業会計、病院事業会計の未処分利益
剰余金の処分についての議決。
〈議案第67号〉 和倉温泉運動公園多目的グラウンド人工芝張替工事の原材料
の購入について、契約及び財産の取得又は処分議決。
〈報告第20号、第21号〉 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金
不足比率の報告。

■平成28年度決算審査特別委員会議案負託

〈決算審査特別委員会〉

◎大林吉正 ○山添和良 桂 徹男 杉本忠一 高橋正浩

以上5名の委員で、下記の5議案を8/25、8/28、8/29の3日間で審査します。

〈議案第62号〉 平成28年度七尾市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定

〈議案第63号〉 平成28年度七尾市水道事業会計決算の認定

〈議案第64号〉 平成28年度七尾市病院事業会計決算の認定

〈議案第65号〉 平成28年度七尾市水道事業会計未処分利益剰余金の処分

〈議案第66号〉 平成28年度七尾市病院事業会計未処分利益剰余金の処分

<議案第 67 号>財産の取得について



財産の取得（ロングパイル人工芝の購入）について

- | | | |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 人工芝メーカー | 株式会社住ゴム産業 |
| 2 | 物 品 | ロングパイル人工芝
J F A人工芝ピッチ公認規定、J F A人工芝基準 |
| | 品 名 | ハイブリッドターフ EX-55HP |
| | 素 材 | ポリエチレン |
| | パイル長 | 55mm |
| | パイル本数 | 9,300本/㎡ |
| | 充 填 材 | 温度抑制カラーチップ |
| | 製品保証期間 | 10年 |
| 3 | 耐用年数 | 11年 |
| 4 | 数 量 | 25,605㎡ |
| 5 | 用 途 | 七尾市和倉温泉運動公園多目的グラウンド人工芝張替工事
(七尾市石崎町地内) |
| 6 | 購入金額 | 金140,400,000円 |
| 7 | 契約の相手方 | 所在地 愛知県名古屋市中区千代田4丁目2番24号
名 称 株式会社住ゴム産業 中部支店
氏 名 執行役員支店長 大内 雅文 |

<参考>

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工事請負金額 | 金74,520,000円 |
| 2 | 契約の相手方 | 所在地 愛知県名古屋市中区千代田4丁目2番24号
名 称 株式会社住ゴム産業 中部支店
氏 名 執行役員支店長 大内 雅文 |
| 3 | 工事の期間 | 契約締結日～平成30年3月10日 |

平 面 図

人工芝写真(ハイブリッドターフ EX-55HP)

張替え箇所

張替構造

- 400 (mm)
- 人工芝 (55mm)
- カラーチップ
- 黒ゴムチップ + 砂
- 透布
- 既存アンダーパッド

<報告第 20 号>平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率報告

■健全化判断比率 ⇒ 市の財政状況の健全度を示す比率

(単位 %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		—	—	17.2
早期健全化基準	12.53	17.53	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	—

注：実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額が無いため「—」と記載

「早期健全化基準」⇒ イエローライン

「財政再生基準」⇒ レッドライン

※ 以上の比率結果から、平成 28 年度の七尾市における財政状況は健全な状況にあると言えます。

「参考」

○実質赤字比率

一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する割合を示す指標。

○連結実質赤字比率（赤字に関する指標）

全会計における実質赤字（又は資金不足）の標準財政規模に対する割合を示す指標。

○実質公債費比率

公債費（借金返済）による財政負担の度合いを判断する指標として、起債（借金）に協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられる指標。18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。

○将来負担比率（借金に関する指標）

一般会計等が将来負担する事が見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示す指標。

＜報告第 21 号＞平成 28 年度決算に基づく資金不足比率報告

(単位 %)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
公設地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

注：資金不足額（赤字額）がないため「—」と記載

※ 七尾市における特別会計・公営企業会計は赤字額が発生しておらず、経営は健全と言えます。

「経営健全化基準」

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。